

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

第
37
年度

令和 7年1月1日～令和 7年12月31日

私たちの活動を
ご理解いただくために

JA根上

目次

ごあいさつ	1	④ 金銭の信託の時価情報	38
1. 経営理念・経営方針	2	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	38
2. 経営管理体制	3	2. 共済取扱実績	
3. 社会的責任と貢献活動	4	(1) 長期共済保有高	39
4. 事業の概況（令和7年度）	6	(2) 医療系共済の共済金額保有高	39
5. リスク管理の状況	9	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	39
6. 事業のご案内	13	(4) 年金共済の年金保有高	40
【経営資料】		(5) 短期共済新契約高	40
I 決算の状況		3. その他事業の実績	
1. 貸借対照表	14	(1) 購買品取扱高	40
2. 損益計算書	16	(2) 受託販売品取扱高	40
3. キャッシュ・フロー計算書	18	(3) 保管事業取扱実績	41
4. 注記表	20	(4) 加工事業取扱実績	41
5. 剰余金処分計算書	26	(5) 利用事業取扱実績	41
6. 部門別損益計算書	27	(6) 介護事業取扱実績	41
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(7) 指導事業の収支内訳	42
8. 会計監査人の監査	29	IV 経営諸指標	
II 損益の状況		1. 利益率	42
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29	2. 貯貸率・貯証率	42
2. 利益総括表	30	V 自己資本の充実の状況	
3. 資金運用収支の内訳	30	1. 自己資本の状況	43
4. 受取・支払利息の増減額	30	2. 自己資本の構成に関する事項	44
III 事業の概況		3. 自己資本の充実度に関する事項	46
1. 信用事業		4. 信用リスクに関する事項	50
(1) 貯金		5. 信用リスク削減手法に関する事項	57
① 種類別貯金平均残高	31	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	59
② 定期貯金残高	31	7. 証券化エクスポージャーに関する事項	59
(2) 貸出金		8. CVA リスクに関する事項	59
① 種類別貸出金平均残高	31	9. マーケット・リスクに関する事項	59
② 貸出金金利条件別内訳残高	31	10. オペレーショナル・リスクに関する事 項	60
③ 貸出金担保別内訳残高	32	11. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	60
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	61
⑤ 貸出金用途別内訳残高	32	13. 金利リスクに関する事項	62
⑥ 貸出金業種別残高	33	【JAの概要】	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	1. 機構図	64
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	34	2. 役員	65
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の農協法に基づく開示債権の 状況	34	3. 組合員数	65
⑩ 貸倒引当金内訳	36	4. 組合員組織の状況	65
⑪ 貸出金償却額	36	5. 地区	65
(3) 内国為替取扱実績	36	6. 沿革・歩み	66
(4) 有価証券		7. 店舗等のご案内	66
① 保有有価証券平均残高	36		
② 保有有価証券残存期間別残高	37		
③ 有価証券の時価情報	37		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
角越茂樹

初めに、未曾有の能登半島地震と奥能登豪雨は、現在も全面復旧は道なかばではありますが、一刻も早い復旧・復興と農業再建をお祈り申し上げます。

国内情勢では、内閣制度140年の歴史上、初の女性総理が誕生し大きな転換点となり、国内外の諸課題への対応が期待されています。また、改正「食料・農業・農村基本法」の基本計画では、食料安全保障の強化を柱に、初動5年間で農業の構造転換を集中的に実行することとなっています。

JAを取り巻く環境では、前年にマイナス金利政策が解除され、約30年ぶりの金利水準となり、資金運用がより重要性を増す状況となってきました。

このような情勢の中、JA根上の令和7年度の各事業は皆様方のご協力のお陰で、厳しい状況ではありましたが、自己資本比率は31.73%と充実しました。

信用事業では、地域の皆様より必要とされる店舗を目指し事業に取り組みました。昨年に引き続き年金友の会のイベントを開催し、また無料の「税務相談会」や「年金相談会」を定期的に行い、貯金キャンペーンも実施したことで、貯金残高は385億円のご利用を頂きました。

融資については、各種ローンなどの好評を受け148億円と大幅に伸長しました。

共済事業では、利用者の皆様に「安心」と「満足」をお届け出来るように、契約者フォローを目的とした3Q訪問活動（加入内容の確認、世帯内の保障点検、共済金請求忘れの確認）に取り組みました。

営農販売事業では、高温・少雨などによる乳白米や胴割米が発生しましたが、管内の1等米比率は96.2%と県平均90.3%を上回る結果となりました。

経済事業では、高騰する肥料価格に対し助成を行いました。根上屋では、消費者ニーズに対応する商品の提供を行いました。給油所では、新たに期間限定で灯油の2円割引クーポンとLINEアプリを活用した、揮発油・軽油の3円割引を開始し、前年を上回る販売数量を確保しました。

加工事業では、地域の農産物を活用した「ごはんば〜が」を中心に拡販に努め、学校給食や保育園、学童のおやつ提供など食育活動にも注力しました。

合併の状況は、昨年新聞報道の通り、3JA構想の枠組みを残し期限を定めず合併協議を進める事となりましたが、直近では、3JA構想を見直し変化に対応できる新たな構想を協議し進める事となりました。これからも、合併協議を進めてまいります。

JA根上は「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」を標榜し、地域の主要機関としての役割を一層充実させ事業展開にあたりたいと思いますので、一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

1. 経営理念・経営方針

昨年の社会経済情勢は、物価高騰や労働力不足が顕著となり「2025年問題」に直面した年でありました。ガソリン等の暫定税率の廃止を始めとした政府による物価高対策は「総合経済対策」として家計への直接支援、エネルギー価格支援、減税などの実施により効果が早期に実感でき、本年が将来に向けた展望が開ける年となるよう期待するところです。

農業情勢では、改正「食料・農業・農村基本法」の基本計画の2年目にあたり、農業の構造転換を加速させる重要な年となります。後継者不足や生産資材の高騰、環境負荷低減、温暖化対策など農業を取り巻く山積する課題の解決に向け取り組んでまいります。

また、米価については6月末民間在庫量の予測などから先行きが不透明な中、主食用米の適正生産と需要に応じた一体的取り組みにより、令和8年産以降も適正価格を持続できるよう目指すところです。

JAを取り巻く環境では、30年ぶりとなった金利水準の中、資金収支の安定化を図るよう努めてまいります。また、時代に即した事務の効率化と組合員・利用者との接点強化のためにデジタル化を推進し、将来の持続可能な経営基盤の確立・強化と組合員・利用者のサービス向上を図るとともに、地域から必要とされるJAを目指し、各種事業を深化させます。

JA根上はこれらの諸要件の下、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」を基本理念とし、JA自己改革基本目標の実現に向け「不断の自己改革」に取り組めます。

信用事業では、地域の皆さまから必要とされる金融機関として、キャンペーンの実施や各種サービス向上を図り、年金友の会イベントなどの開催を通して利用者の豊かな暮らしづくりに貢献します。また、毎月第2、第4土曜日のローン相談会やネットローンの活用により、利用者の利便性向上と多様なニーズに沿った生活関連資金や農業関連資金の提供に努めます。

共済事業では、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、組合員・利用者の皆さまに最良のサービスの提供と満足度向上を図ります。また、がん共済・こども共済、自動車共済を中心とした普及活動を通じて次世代との接点を拡充するとともに、保有契約者数の維持と満期契約への継続対応の強化に取り組めます。

購買事業では、生産資材については、予約購買の推進により農業生産コスト低減による生産性向上に努めます。生活資材については、「根上屋」を軸に多様化する消費者ニーズに対応した商品の供給に努め、お得な「JAでんき」の普及推進にも取り組めます。

給油所では、「地域NO.1のサービス」を目指し、特売日やLINEクーポンコード割引、洗車割引デーなどの充実とお得なJAカード割引、QR決済の更なる普及により、地域の皆さまに親しまれる給油所づくりに取り組めます。

営農指導事業では、米づくりについては「うまい・きれい石川米づくり+1（プラスワン）運動」の取り組みを通じ品質・食味向上の継続と安定収量の確保に努め、特産品「加賀丸いも」は、生産者の生産意欲向上を促すとともに、販路拡大に向けた各種イベントの参加に取り組めます。また、LINEを活用した営農情報の発信にも努め、営農指導向上に努めます。

加工事業では、地元の農産物を活用した「ごはんば〜が」に、新たに能登の食材を利用した新商品を開発し、消費者に愛される商品づくりを進めます。また、農福連携への活動や学校給食などへの食育活動にも取り組めます。

女性部、青壮年部、各種生産・いきいき市などの部会活動支援を通じ国消国産、食農食育に取り組めます。

基本事項

①生産振興と農地保全

管内農業基盤の縮小が進むなか、地域農業の継承を図るため営農指導に努め、地域の担い手・集落営農化・圃場整備などのサポートのほか、引き続き「加賀丸いも」の支援ならびに、農地の維持管理に向けた農地保全対策奨励制度を継続し農地の保全を推進します。

②経営の健全性と透明性の向上

事業の安定化を図るため経営の効率化に取り組むとともに、内部統制の充実とリスク管理・法令遵守の強化に努めディスクロージャー誌・ホームページ・LINEなどを活用し情報の見える化による経営の透明性を高めます。

③人材育成

お客様に高質なサービスを提供するため職員の意識・知識・能力向上を図り、本年もマナー向上の徹底、資格取得運動を実施し、お客様から信頼、愛される人材育成につなげて参ります。

④デジタル化

事務の効率化により職員の働く環境を整えるとともに、組合員・利用者との接点強化によるサービス向上を図るため、デジタル化を推進します。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員による代表者で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

- ① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化
 - ・ JA 直売所を拠点とした生産拡大
直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。
- ② 付加価値の増大と新たな需要開拓
 - ・ GI 法登録を活用した特産農産物の全国ブランド化
「加賀丸いも」について、品質・収量の安定を図り、より一層の全国ブランド化を確立できるように取り組んでいます。
- ③ 生産コスト低減への取り組み強化
 - ・ 新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ
資材費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及について、年次別に目標設定・実践していくことにより、トータル生産コストの低減に取り組んでいます。
- ④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応
 - ・ 担い手経営体に出向く体制の整備・充実
農業普及員等担当者の育成や体制づくりの強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、訪問活動によって得られた情報を JA 役職員、関係部門間で共有しています。
- ⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現
 - ・ 新規就農者に対する支援強化
青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

(2) 地域貢献活動

当 JA は、地域に密着し、地域になくてもならない JA としてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とするサービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「JA づくり」に取り組んでいます。

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や地区座談会を行っています。
- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌や農協だよりの配布等により情報を発信しています。
- ③ 事業活動と協同活動の最前線であることを自覚し、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。
- ④ 女性部活動の支援強化や、地場産農畜産物の消費拡大を推進することで、地域コミュニティの活性化につなげています。
- ⑤ 確実に進んでいる高齢化社会において、「お年寄りと家族が安心して暮らせる」地域社会を目指し、積極的に福祉活動に取り組んでいます。
- ⑥ 地元保育園や小学校での学童体験農園（水稻・丸いも・各種野菜等）を通じ、子供たちに対して農業への理解を深めています。
- ⑦ 農協まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料を PR するとともに、その安定供給に努めています。
- ⑧ 年金友の会をはじめ各種サークルを結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ⑨ JA グループ全体で「小学生サッカー大会」等を開催し、参加者の技術向上と親睦融和を図っています。

- ⑩ JA 根上顧問税理士による税務の無料相談を行っています。また、年金アドバイザーによる年金相談も行っています。
- ⑪ カルチャー教室を開催し、趣味の輪を広げています。
- ⑫ 地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やJAの役割について、理解促進を図っています。

- ◇ 米づくり・丸いもづくり体験農園の実施（管内小学校）
- ◇ 野菜づくり体験農園の実施（管内保育園）
- ◇ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◇ 郷土食や伝統料理の伝承活動
- ◇ 学校給食への地元産野菜等食材の提供

平成30年12月31日
根上農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かり易くご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

4. 事業の概況（令和7年度）

（1）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

能登半島地震と奥能登豪雨は農業生産基盤及び地域社会に甚大な被害を及ぼし、現在も農地の全面復旧・営農再開は道半ばで、一刻も早い復旧・復興と農業再建を切に願うところであります。

令和7年は、夏の参院選を契機として政権の枠組みが変わるとともに、日本初の女性首相の誕生という大きな転換点となり、国内外の諸課題への対応が期待されています。

国内経済では、米国のトランプ第2次政権発足に伴う関税交渉が、自動車産業を中心とした国内製造業に大きな影響を及ぼしました。また、労働力不足も深刻化し、運送や建設、医療・介護の現場での人手不足が一段と進み、農業においても離農者の増加による農業従事者の減少が続いています。

農業情勢では、改正「食料・農業・農村基本法」の基本計画では、食料安全保障の強化・農業の持続的発展・環境と調和のとれた食料システム・多面的機能の発揮などを柱に、初動5年間で政策を集中的に実行することとなっています。また、夏場の平均気温が過去最高を記録するなど、気候変動への対応と対策が急務となっています。

JAを取り巻く環境では、米価の動向は令和7年も備蓄米の放出も含め引き続き国民的関心事でありましたが、JA根上としても適正価格を持続できるよう取り組んでまいりました。また、前年にマイナス金利政策が解除され、12月には更なる引き上げにより約30年ぶりの金利水準となり、資金運用がより重要性を増す状況となってきました。

このように国内外の社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、JA根上では引き続き不断の自己改革と経営改善に取り組むとともに組合員及び利用者の皆さまに愛される農協づくりを目指し、総合事業の推進と農業・地域振興の発展に努めて参りました。活動状況を踏まえ、ここに本年度の決算内容を報告いたします。

① 財務状況

自己資本の増強と日常の債権管理に取り組んだ結果、自己資本比率はバーゼルⅢ基準8%を大幅に超える31.73%と充実し、財務基盤の安定化に繋げる事が出来ました。

② 信用事業

地域の皆さまより必要とされる店舗を目指し事業に取り組みました。年金友の会イベントでは「ボウリング大会」、「落語で学ぶ相続セミナー」、「乗鞍さわやかウォーキング」、「ゴルフコンペ」などのイベントを開催しました。また無料の「税務相談会」や「年金相談会」を定期的に行い、貯金キャンペーンを夏と冬に実施し、貯金残高は385億円となりました。

融資業務では農業資金の提供をはじめ、ネットから申し込みを行うネットローンの増加と住宅ローン、マイカーローン、教育ローンのキャンペーンを実施し個人顧客への取引拡大に努めた結果、貸出金残高は148億円となりました。

③ 共済事業

組合員及び利用者の皆さまに「安心」と「満足」をお届け出来るように、LA（ライフアドバイザー）が中心となり、契約者フォローを目的とした3Q訪問活動（加入内容の確認、世帯内の保障点検、共済金請求忘れの確認）に取り組みました。

また、今年度仕組改訂された「がん共済」「子ども共済」の提案活動にも注力しました。

④ 販売事業

令和7年産米は、石川県の水稻の作況単収指数は101となったものの、高温・少雨等により、登熟環境が厳しいものとなったことから、県内全域で乳白米や胴割米が発生しました。こうした中、南加賀地区においては、うまい・きれい石川米づくり+1（プラスワン）運動により「気象変動に対応した米づくりの実践に向けて」のスローガンに基づき営農指導を勧めました。

また、今年もLINEによる迅速な管理情報を発信するなど、適切な水管理と上乗せ追肥の取組みを推進しました。それにより、生産者の栽培管理が適時適切に実施され、収穫作業も概ね順調に進んだことから、管内1等米比率は96.2%と県平均（90.3%）を上回り良好な結果となりました。

加賀丸いもの状況は、国の地理的表示保護制度（GI）の登録や石川県のブランド農林水産物として「百万石の極み」の認定を受ける中、今年度も初競りの実施や各種イベントへの出品により、知名度の向上を図りました。生産面では、引き続き高畝成形機の活用、新たな技術の畝立て実証など農作業の省力化や作付面積維持・確保、秀品率向上に取り組みました。

⑤ 購買事業

生産資材では高騰する肥料価格に対し助成を行いました。また、ガス事業では県のガス料金負担軽減事業の申請により価格抑制を行いました。

根上屋店舗では、安心・安全・新鮮な地元産の「根上屋のこしひかり」の拡販に努めました。
給油所では、「地域 No.1 のサービス」を目指し、特売日や「割引チケットまつり」等の実施により揮発油をお得な価格で提供し、新たに期間限定で灯油の2円レシート（バーコード）割引とJA 根上公式 LINE を活用し毎週木曜日、揮発油・軽油の3円クーポンコード割引を開始しました。
更に、洗車機を更新し洗車後の仕上りは好評をいただき、洗車割引デー、お得な洗車プリカの販売を行い多くの方にご利用いただきました。

⑥ 加工事業

地域農産物を活用した「ごはんば〜が」を中心に、加賀丸いもなどの PR 活動や根上屋の各種商品を継続的に取引し、販売拡大に努めました。

学校給食や保育園、学童のおやつの提供など、食育活動にも注力しました。

⑦ 指導事業

各部会活動などを通じ地域の担い手育成に努め、従来への助成・奨励措置や大型特殊免許取得助成に加え、新たに能美市とともにスマート農業関連機械の導入に対する値引助成を行いました。女性部では、能登半島地震により能美市へ避難された方々に楽しんでもらうため「じんのびカフェ」での継続的なお手伝いや競歩大会の大鍋の振舞いなどの活動を行いました。また、日帰り研修旅行やお正月用の生け花、飾り寿司作りなど様々な活動を行い、45才までの女性部員で募るフレッシュミズでは、お花の植付やクリスマスケーキ作り教室を開催しました。食農食育として児童に向けた農業体験に取り組み、「いきいき市」では生産履歴提出など品質管理を徹底し、消費者へ安心・安全な商品を提供しました。

JA 全体では「リスク管理体制の強化」「法令遵守の徹底」に取り組みました。これからも事業経営の健全性と安定化に注力し、組合員の皆さまのご期待にお応え出来るよう努めて参ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、令和5年8月理事会にて次のとおり決議しています。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、役職員に周知徹底し実行している。コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての確かな進捗管理により実践している。
また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環

境と業務ネットワークの分離、ホームページWeb サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築および Fire Wall の脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 経営計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

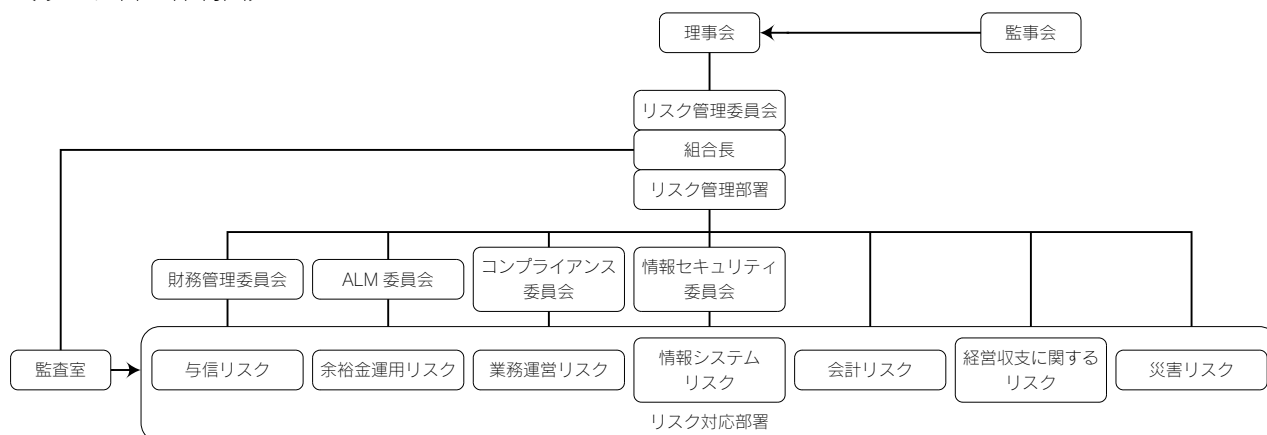
(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制 〔リスク管理体制図〕



〔リスク管理基本方針〕

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部を設置し各課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 余裕金運用リスク管理

1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

③ 業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

④ システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

⑤ 会計リスク管理

JA は作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、JA が意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を明らかにすることにより対処しています。

⑥ 経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、JA が存続するためには中長期的な収支の確保の見通しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合には JA の存続が困難となるリスクがあります。JA では毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦ 災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生への対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当 JA では事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当 JA では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当 JA では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当 JA は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（電話：0761-55-1102（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当 JA の本所・各営業所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当 JA では、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本の方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、
定期医療共済、介護共済、認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、年金共済、
建物更生共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配、資産管理事業(不動産の斡旋等)や生活福祉関連事業(健康管理活動・生きがいつくり活動)を行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	資 産	
	令和6年度	令和7年度
(資産の部)		
1. 信用事業資産	41,942,105	40,560,567
(1) 現金	109,121	147,082
(2) 預金	27,773,335	24,195,200
系統預金	27,769,439	24,183,026
系統外預金	3,896	12,174
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	608,196	1,208,872
(7) 貸出金	13,341,463	14,881,711
(8) その他の信用事業資産	110,049	127,713
未収収益	100,099	117,134
その他の資産	9,949	10,579
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	▲ 62	▲ 13
2. 共済事業資産	596	104
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	596	104
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	197,385	213,320
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	98,693	98,969
(3) 経済受託債権	10,754	9,511
(4) 棚卸資産	80,923	97,255
購買品	71,630	81,288
その他の棚卸資産	9,293	15,966
(5) その他の経済事業資産	7,015	7,585
(6) 貸倒引当金	—	—
4. 雑資産	23,523	33,060
5. 固定資産	454,101	460,161
(1) 有形固定資産	453,951	458,392
建物	631,621	644,826
機械装置	472,963	475,976
土地	243,740	243,740
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	325,432	330,104
減価償却累計額	▲ 1,219,808	▲ 1,236,256
(2) 無形固定資産	150	1,769
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	150	1,769
6. 外部出資	855,285	855,285
(1) 外部出資	855,285	855,285
系統出資	822,470	822,470
系統外出資	22,915	22,915
子会社等出資	9,900	9,900
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	—
8. 繰延税金資産	16,837	19,412
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	43,495,887	42,141,912

(単位：千円)

科 目	負債及び純資産	
	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	40,178,240	38,825,053
(1) 貯金	40,096,209	38,525,084
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	2,035	5,560
(4) その他の信用事業負債	79,996	294,409
未払費用	7,593	30,071
その他の負債	72,403	264,337
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	190,465	108,707
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	117,277	39,410
(3) 共済未払利息	—	—
(4) 未経過共済付加収入	71,900	68,497
(5) 共済未払費用	1,267	799
(6) その他の共済事業負債	21	—
3. 経済事業負債	139,443	138,409
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	107,714	90,092
(3) 経済受託債務	28,515	44,963
(4) その他の経済事業負債	3,213	3,353
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	55,496	72,841
(1) 未払法人税等	16,251	23,231
(2) リース債務	—	—
(3) 資産除去債務	12,200	12,200
(4) その他の負債	27,044	37,409
6. 諸引当金	55,026	61,151
(1) 賞与引当金	2,655	2,745
(2) 退職給付引当金	44,917	48,395
(3) 役員退職慰労引当金	7,454	10,010
(4) ポイント引当金	—	—
(5) 災害損失引当金	—	—
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負債の部合計	40,618,673	39,206,163
(純資産の部)		
1. 組合員資本	2,877,212	2,935,748
(1) 出資金	545,505	541,520
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	2,332,982	2,395,503
利益準備金	1,056,000	1,091,000
その他利益剰余金	1,200,009	1,218,797
任意積立金	1,105,572	1,111,572
リスク管理積立金	699,934	719,934
農業経営基盤積立金	—	—
施設整備積立金	206,800	192,800
記念事業積立金	—	—
福祉事業積立金	—	—
税効果積立金	16,837	16,837
宅地等供給事業積立金	—	—
農業経営事業積立金	—	—
特別積立金	182,000	182,000
当期末処分剰余金	171,410	192,930
(うち当期剰余金)	(76,973)	(85,706)
(5) 処分未済持分	▲ 1,275	▲ 1,275
2. 評価・換算差額等	—	—
(1) その他有価証券評価差額金	—	—
(2) 土地再評価差額金	—	—
純資産の部合計	2,877,212	2,935,748
負債及び純資産の部合計	43,495,887	42,141,912

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	441,961	483,588
事業収益	1,598,666	1,767,955
事業費用	1,156,705	1,284,367
(1) 信用事業収益	214,052	273,796
資金運用収益	196,410	256,076
(うち預金利息)	(104,837)	(150,846)
(うち有価証券利息)	(2,787)	(9,222)
(うち貸出金利息)	(70,866)	(96,006)
(うちその他受入利息)	(17,919)	(-)
役務取引等収益	7,753	8,324
その他事業直接収益	-	-
その他経常収益	9,888	9,395
(2) 信用事業費用	48,923	83,582
資金調達費用	12,323	44,709
(うち貯金利息)	(11,132)	(42,899)
(うち給付補填備金繰入)	(43)	(247)
(うち譲渡性貯金利息)	(-)	(-)
(うち借入金利息)	(1)	(11)
(うちその他支払利息)	(1,144)	(1,550)
役務取引等費用	3,728	3,761
その他事業直接費用	-	-
その他経常費用	32,871	35,112
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 22)	(▲ 49)
(うち貸出金償却)	(-)	(-)
信用事業総利益	165,129	190,213
(3) 共済事業収益	155,311	151,870
共済付加収入	140,224	133,923
共済貸付金利息	-	-
その他の収益	15,087	17,947
(4) 共済事業費用	10,073	7,976
共済借入金利息	-	-
共済推進費	1,537	856
共済保全費	-	-
その他の費用	8,535	7,120
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)
(うち貸出金償却)	(-)	(-)
共済事業総利益	145,238	143,894
(5) 購買事業収益	1,164,486	1,273,405
購買品供給高	1,128,210	1,223,414
購買手数料	8,180	8,637
修理サービス料	10,269	12,802
その他の収益	27,047	28,551
(6) 購買事業費用	1,059,370	1,153,604
購買品供給原価	1,011,008	1,094,970
購買供給費	21,315	22,051
修理サービス費	-	-
その他の費用	27,047	36,581
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)
(うち貸倒損失)	(-)	(-)
購買事業総利益	105,115	119,801
(7) 販売事業収益	25,242	25,369
販売品販売高	5,250	5,012
販売手数料	14,467	15,141
その他の収益	5,524	5,216
(8) 販売事業費用	8,370	8,063
販売品販売原価	3,873	3,575
販売費	-	-
その他の費用	4,497	4,488
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)
(うち貸倒損失)	(-)	(-)
販売事業総利益	16,871	17,306

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(9) 保管事業収益	6,732	6,267
(10) 保管事業費用	1,644	1,507
保管事業総利益	5,088	4,760
(11) 加工事業収益	7,051	6,496
(12) 加工事業費用	6,012	5,337
加工事業総利益	1,039	1,159
(13) 利用事業収益	36,692	41,580
(14) 利用事業費用	21,842	24,137
利用事業総利益	14,850	17,443
(15) 宅地等供給事業収益	520	730
(16) 宅地等供給事業費用	3	51
宅地等供給事業総利益	517	679
(17) その他事業収益	—	—
(18) その他事業費用	—	—
その他事業総利益	—	—
(19) 指導事業収入	1,444	1,319
(20) 指導事業支出	13,333	12,986
指導事業収支差額	▲ 11,888	▲ 11,667
2. 事業管理費	365,642	383,668
(1) 人件費	229,612	240,032
(2) 業務費	49,750	46,878
(3) 諸税負担金	13,770	13,152
(4) 施設費	69,824	81,307
(5) その他費用	2,684	2,298
事業利益	76,318	99,920
3. 事業外収益	22,494	8,492
(1) 受取雑利息	—	—
(2) 受取出資配当金	14,005	5,729
(3) 賃貸料	165	111
(4) 償却債権取立益	—	—
(5) 雑収入	8,323	2,651
4. 事業外費用	52	20
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	45	19
(4) 賃貸費用	—	—
(5) 雑損失	7	1
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(—)
経常利益	98,760	108,392
5. 特別利益	—	1,938
(1) 固定資産処分益	—	—
(2) 臨時収入	—	1,293
(3) 一般補助金	—	645
(4) 特定資産特別勘定戻入	—	—
6. 特別損失	—	2,797
(1) 固定資産処分損	—	858
(2) 固定資産圧縮損	—	1,938
(3) 減損損失	—	—
(4) 臨時損失	—	—
(5) 特定資産特別勘定繰入	—	—
税引前当期利益	98,760	107,533
法人税、住民税及び事業税	19,111	24,401
法人税等調整額	2,675	▲ 2,574
法人税等合計	21,787	21,827
当期剰余金	76,973	85,706
当期首繰越剰余金	61,761	63,224
施設整備積立金取崩額	32,675	44,000
当期末処分剰余金	171,410	192,930

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	98,761	10,533
減価償却費	30,440	31,145
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 22	▲ 49
賞与引当金の増減額(▲は減少)	43	90
退職給付引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 49	3,478
その他引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 6,277	2,556
信用事業資金運用収益	▲ 196,311	▲ 256,076
信用事業資金調達費用	12,324	44,709
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 14,006	▲ 5,729
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 100	0
固定資産売却損益(▲は益)	0	858
外部出資関係損益(▲は益)	0	0
賃貸資産に係る減価償却費	0	0
固定資産圧縮損	0	1,938
固定資産処分費用	0	0
資産除去債務関連損益	0	0
一般補助金収益	0	▲ 645
特定資産特別勘定関係損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 2,497,130	▲ 1,540,247
預金の純増(▲)減	4,400,000	3,100,000
貯金の純増減(▲)	▲ 620,485	▲ 1,571,124
信用事業借入金の純増減(▲)	2,035	3,525
その他信用事業資産の純増(▲)減	1,862	▲ 630
その他信用事業負債の純増減(▲)	▲ 112,504	192,219
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(▲)減	0	0
共済借入金の純増減(▲)	0	0
共済資金の純増減(▲)	45,175	▲ 77,866
その他共済事業資産の純増(▲)減	394	492
その他共済事業負債の純増減(▲)	2,839	▲ 3,891
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲ 18,780	▲ 276
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 3,108	1,242
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 18,171	▲ 16,331
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	58,149	▲ 17,621
経済受託債務の純増減(▲)	1,216	16,448
その他経済事業資産の純増(▲)減	▲ 407	▲ 569
その他経済事業負債の純増減(▲)	34	140

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増(▲)減	5,390	▲ 3,485
その他負債の純増減(▲)	▲ 1,043	9,953
未払または未収消費税の純増減(▲)	4,459	411
信用事業資金運用による収入	194,784	239,041
信用事業資金調達による支出	▲ 11,032	▲ 22,517
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業分量配当金の支払額	▲ 15,679	▲ 15,007
小 計	1,342,803	223,715
雑利息及び出資配当金の受取額	14,006	5,729
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	▲ 20,639	▲ 17,421
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,336,170	212,024
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 608,097	▲ 600,675
有価証券の売却等による収入	10,000	0
固定資産の取得による支出	▲ 83,548	▲ 110,030
固定資産の売却による収入	50,164	70,026
補助金の受入による収入	0	645
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
固定資産の処分に伴う支出	0	0
資産除去債務の履行による支出	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 631,481	▲ 640,034
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	11,490	15,985
出資の払戻しによる支出	▲ 14,315	▲ 19,970
持分の取得による支出	▲ 1,455	▲ 1,275
持分の譲渡による収入	585	1,275
リース債務の返済による支出	0	0
出資配当金の支払額	▲ 8,207	▲ 8,178
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 11,902	▲ 12,163
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	692,787	▲ 440,174
6. 現金及び現金同等物の期首残高	488,670	1,181,457
7. 現金及び現金同等物の期末残高	1,181,457	741,282

4. 注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品・部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物13年～50年、機械装置6年～8年
 - ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自組合利用のソフトウェア 5年
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部署（貸出2次審査部署等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
 - ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合を支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業

ライセンスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
- 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は618,345,205円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|--------------|
| ① 建物 | 341,836,890円 |
| ② 機械装置 | 243,259,971円 |
| ③ 土地 | 501,860円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 32,746,484円 |
- (2) 担保に供している資産
- 定期預金300,000,000円を為替決済の担保に、定期預金1,000,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、有価証券10,000,000円（額面）を宅地等供給事業に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|-----------------|-------------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 7,200,000円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 19,171,275円 |
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------------------|----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 776,993円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | なし |
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
- 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。

危険債権額は335,311円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は335,311円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	20,254,885円
うち事業取引高	18,236,144円
うち事業取引以外の取引高	2,018,741円
② 子会社等との取引による費用総額	164,685円
うち事業取引高	164,685円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場

合には、経済価値が53,754,140円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
預金	24,195,200,685	24,118,590,386	▲ 76,610,299
有価証券	1,208,872,243	1,145,282,000	▲ 63,590,243
満期保有目的の債券	1,208,872,243	1,145,282,000	▲ 63,590,243
貸出金	14,881,711,293		
貸倒引当金(注1)	▲ 13,038		
貸倒引当金控除後	14,881,698,255	14,288,225,833	▲ 593,472,422
資産計	40,285,771,183	39,552,098,219	▲ 733,672,964
貯金	38,525,084,410	38,392,875,265	▲ 132,209,145
負債計	38,525,084,410	38,392,875,265	▲ 132,209,145

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

有価証券（国債）については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	855,285,000
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	855,285,000

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預金	24,195,200,685	-	-
有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	-
貸出金(注1、2)	935,111,947	981,561,417	1,089,180,701
合計	25,130,312,632	981,561,417	1,089,180,701
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券	150,000,000	250,000,000	810,000,000
満期保有目的の債券	150,000,000	250,000,000	810,000,000
貸出金(注1、2)	1,067,263,195	1,014,077,397	9,794,516,636
合計	1,217,263,195	1,264,077,397	10,604,516,636

(注1) 貸出金のうち、当座貸越20,921,679円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権はありません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金(注1)	34,840,987,568	1,840,609,182	1,660,136,434
合計	34,840,987,568	1,840,609,182	1,660,136,434
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(注1)	51,436,751	72,209,580	59,704,895
合計	51,436,751	72,209,580	59,704,895

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B)-(A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,208,872,243	1,145,282,000	▲ 63,590,243
合計	1,208,872,243	1,145,282,000	▲ 63,590,243

6. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	44,917,760
退職給付費用	12,795,516
退職給付の支払額	▲ 166,907
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 9,150,600
期末における退職給付引当金	48,395,769

- (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	269,982,832
特定退職金共済制度	▲ 221,587,063
未積立退職給付債務	48,395,769
退職給付引当金	48,395,769

- (4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 12,795,516円

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合(法統組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,019,477円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は21,340千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当期
繰延税金資産	
退職給付引当金	13,716,719
役員退職慰労引当金	2,840,838
減損損失否認額(土地)	11,808,364
減損損失否認額(減価償却資産)	1,080,907
資産除去債務	3,462,360
未納事業税	1,694,617
その他	1,843,720
繰延税金資産小計	36,447,525
評価性引当額	▲ 15,957,917
繰延税金資産合計(A)	20,489,608
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 1,077,588
繰延税金負債合計(B)	▲ 1,077,588
繰延税金資産(負債)の純額(A)+(B)	19,412,020

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 0.7
住民税均等割等	0.3
税額控除	▲ 2.7
事業分量配当額の損金算入額	▲ 3.8
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	▲ 0.4
評価性引当額の増減	1.0
その他	▲ 1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.3

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

この税率変更による影響額は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

- (1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、183,331,321円です。

注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品・部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物13年～50年、機械装置6年～8年
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部署（貸出2次審査部署等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 利用事業

ライセンスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は619,620,255円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	341,191,890円
② 機械装置	243,259,971円
③ 土地	501,860円
④ その他の有形固定資産	34,666,534円
- (2) 担保に供している資産

定期預金300,000,000円を為替決済の担保に、定期預金1,000,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、有価証券9,919,800円を宅地等供給事業に係る担保にそれぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,000,000円
子会社等に対する金銭債務の総額	10,763,157円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	3,850,256円
理事および監事に対する金銭債務の総額	なし
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。

危険債権額は991,649円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は991,649円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	9,336,835円
うち事業取引高	7,487,587円
うち事業取引以外の取引高	1,849,248円
② 子会社等との取引による費用総額	763,965円
うち事業取引高	77,502円
うち事業取引以外の取引高	686,463円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業

年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が63,603,502円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
預金	27,773,335,402	27,716,709,903	▲ 56,625,499
有価証券	608,196,752	599,608,000	▲ 8,588,752
満期保有目的の債券	608,196,752	599,608,000	▲ 8,588,752
貸出金	13,341,463,952		
貸倒引当金(注1)	▲ 62,081		
貸倒引当金控除後	13,341,401,871	12,892,918,466	▲ 448,483,405
資産計	41,722,934,025	41,209,236,369	▲ 513,697,656
貯金	40,096,209,217	40,007,799,704	▲ 88,409,513
負債計	40,096,209,217	40,007,799,704	▲ 88,409,513

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

有価証券（国債）については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	855,285,000
外部出資等損失引当金	-
外部出資等損失引当金控除後	855,285,000

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預金	27,773,335,402	-	-
有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	-
貸出金(注1、2)	795,716,637	843,802,679	900,848,836
合計	28,569,052,039	843,802,679	900,848,836
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券	-	-	610,000,000
満期保有目的の債券	-	-	610,000,000
貸出金(注1、2)	974,331,761	917,792,352	8,908,971,687
合計	974,331,761	917,792,352	9,518,971,687

(注1) 貸出金のうち、当座貸越18,132,657円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金(注1)	36,782,045,484	1,092,424,758	2,006,253,245
合計	36,782,045,484	1,092,424,758	2,006,253,245
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(注1)	101,688,892	65,973,566	47,823,272
合計	101,688,892	65,973,566	47,823,272

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B)-(A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	608,196,752	599,608,000	▲8,588,752
合計	608,196,752	599,608,000	▲8,588,752

6. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	44,966,877
退職給付費用	11,158,935
退職給付の支払額	▲1,998,952
特定退職金共済制度への拠出金	▲9,209,100
期末における退職給付引当金	44,917,760

- (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	256,223,200
特定退職金共済制度	▲211,305,440
未積立退職給付債務	44,917,760
退職給付引当金	44,917,760

- (4) 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 11,158,935円

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合(法)等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(法)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,887,164円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は22,192千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰延税金資産	
退職給付引当金	12,424,252
役員退職慰労引当金	2,061,775
減損損失否認額(土地)	11,508,786
減損損失否認額(減価償却資産)	1,145,855
資産除去債務	3,374,520
未納事業税	1,209,599
その他	1,057,670
繰延税金資産小計	32,782,457
評価性引当額	▲14,894,253
繰延税金資産合計(A)	17,888,204
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲1,050,250
繰延税金負債合計(B)	▲1,050,250
繰延税金資産の純額(A)+(B)	16,837,954

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.0
住民税均等割等	0.3
税額控除	▲0.6
事業分量配当額の損金算入額	▲4.2
その他	▲0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.9

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

- (1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、157,760,343円です。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	171,410	192,930
2. 任意積立金取崩額	32,675	44,000
施設整備積立金	30,000	44,000
税効果積立金	2,675	—
3. 剰余金処分量	108,185	125,395
(1) 利益準備金	35,000	—
(2) 任意積立金	50,000	102,574
リスク管理積立金	20,000	40,000
施設整備積立金	30,000	60,000
税効果積立金	—	2,574
(3) 出資配当金 (年率)	8,178 (1.5)	8,084 (1.5)
(4) 事業分量配当金	15,007	14,737
4. 次期繰越剰余金	63,224	67,534

(注) 1. 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。

(単位：円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算基礎及び率	配当金額
定期貯金残高	2,000円/千万円	3,381,817
米出荷数量	500円/60kg	7,496,500
ライスセンター利用数量	500円/60kg	3,859,250
計		14,737,567

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額5,000千円が含まれています。
3. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の20/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,780,834	273,796	151,870	256,567	1,097,282	1,319	
事業費用②	1,297,246	83,583	7,976	197,109	995,593	12,986	
事業総利益③ (①-②)	483,588	190,213	143,894	59,458	101,689	▲11,666	
事業管理費④	383,670	122,656	91,242	88,312	74,058	7,399	
（うち減価償却費⑤-1）	31,147	2,691	1,819	14,185	12,345	106	
（うち人件費⑤-2）	240,033	78,173	70,023	49,300	36,879	5,658	
※うち共通管理費⑥		60,181	42,609	26,482	16,441	1,504	▲147,217
（うち減価償却費⑦-1）		2,499	1,769	1,100	570	63	▲6,001
（うち人件費⑦-2）		31,278	22,142	13,758	9,838	781	▲77,797
事業利益⑧ (③-④)	99,920	67,557	52,652	▲28,854	27,631	▲19,066	
事業外収益⑨	8,493	2,225	5,068	792	385	24	
※うち共通分⑩		954	676	420	218	24	▲2,292
事業外費用⑪	20	3	2	3	12	-	
※うち共通分⑫		3	2	1	1	-	▲8
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	108,392	69,778	57,717	▲28,065	28,004	▲19,042	
特別利益⑭	1,939	-	-	1,939	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失⑯	2,798	-	-	1,939	859	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	107,533	69,778	57,717	▲28,065	27,145	▲19,042	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	19,042	-	-	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	107,533	69,778	57,717	▲47,107	27,145		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
事業総利益割 60% 職員数割 40%
- (2) 営農指導事業
農業関連事業 100%

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	41	29	18	11	1	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,611,535	214,052	155,312	193,667	1,045,662	2,843	
事業費用②	1,169,574	48,923	10,073	146,045	951,233	13,300	
事業総利益③ (①-②)	441,961	165,129	145,239	47,622	94,429	▲10,457	
事業管理費④	365,642	110,834	83,114	85,472	78,274	7,947	
（うち減価償却費⑤-1）	30,440	2,223	1,635	16,198	10,290	94	
（うち人件費⑤-2）	229,612	70,210	63,520	43,313	47,023	5,547	
※うち共通管理費⑥		48,289	38,064	32,657	18,822	1,178	▲139,011
（うち減価償却費⑦-1）		2,039	1,609	1,398	608	51	▲5,705
（うち人件費⑦-2）		24,000	18,898	16,011	11,574	573	▲71,056
事業利益⑧ (③-④)	76,318	54,295	62,124	▲37,851	16,155	▲18,404	
事業外収益⑨	22,494	11,250	5,717	1,157	4,329	42	
※うち共通分⑩		1,678	1,324	1,150	500	42	▲4,694
事業外費用⑪	52	10	8	10	24	-	
※うち共通分⑫		10	8	7	3	-	▲28
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	98,760	65,535	67,833	▲36,704	20,460	▲18,362	
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	98,760	65,535	67,833	▲36,704	20,460	▲18,362	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	18,362	-	▲18,362	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	98,760	65,535	67,833	▲55,067	20,460		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
事業総利益割 60% 職員数割 40%
- (2) 営農指導事業
農業関連事業 100%

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35	27	23	14	1	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年3月30日
根上農業協同組合
代表理事組合長 角越 茂樹

8. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,540,483	1,543,851	1,568,938	1,611,535	1,780,834
信用事業収益	228,608	221,550	203,809	214,052	273,796
共済事業収益	157,461	151,635	144,059	155,312	151,870
農業関連事業収益	221,103	197,766	202,736	193,667	256,567
その他事業収益	933,311	972,899	1,018,334	1,048,505	1,098,601
経常利益	117,858	117,986	99,334	98,761	108,392
当期剰余金	90,991	91,014	79,344	76,974	85,706
出資金	557,575	553,960	548,330	548,330	541,520
(出資口数)	111,515	110,792	109,666	109,101	108,304
純資産額	2,718,308	2,782,575	2,827,820	2,877,213	2,935,748
総資産額	44,016,700	44,341,115	44,075,252	43,495,887	42,141,912
貯金残高	40,825,767	41,192,270	40,716,693	40,096,209	38,525,084
貸出金残高	8,459,384	8,814,090	10,844,333	13,341,464	14,881,711
有価証券残高	10,000	10,000	10,000	608,197	1,208,872
剰余金配当金額	24,955	29,858	23,885	23,185	22,820
出資配当金	8,323	16,554	8,206	8,178	8,083
事業分量配当金	16,632	13,304	15,679	15,007	14,737
職員数	35	34	33	33	34
単体自己資本比率	24.18	24.68	25.85	27.78	31.73

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収益	196,410	256,076	59,666
役務取引等収益	7,753	8,324	571
その他信用事業収益	9,889	9,395	▲ 494
合 計	214,052	273,796	59,744
資金調達費用	12,324	44,709	32,385
役務取引等費用	3,728	3,761	33
その他信用事業費用	32,874	35,112	2,238
合 計	48,926	83,582	34,656
信用事業粗利益	188,112	215,930	27,818
信用事業粗利益率	0.42	0.53	0.11
事業粗利益	480,593	511,559	30,966
事業粗利益率	1.08	1.18	0.10
事業純益	114,950	127,877	12,927
実質事業純益	114,950	127,891	12,941
コア事業純益	114,950	127,891	12,941
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	114,950	127,891	12,941

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	41,632,893	196,410	0.47	40,347,450	256,076	0.63
預 金	29,399,848	122,756	0.42	25,208,124	150,846	0.60
有価証券	330,634	2,787	0.84	921,772	9,222	1.00
貸出金	11,902,411	70,866	0.60	14,217,553	96,006	0.68
資金調達勘定	39,993,286	11,176	0.03	38,653,129	43,157	0.11
貯金・定期積金	39,991,741	11,175	0.03	38,648,399	43,146	0.11
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
借入金	1,545	1	0.06	4,729	11	0.23
総資金利ざや			0.17			0.21

(注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	7,959	59,665
預 金 利 息	▲ 2,405	46,009
有価証券利息	2,728	6,435
貸出金利息	7,636	25,140
その他受入利息	0	▲ 17,919
支 払 利 息	2,546	32,387
貯 金 利 息	2,898	31,767
給付補填備金繰入	▲ 83	204
譲渡性貯金利息	0	0
借入金利息	3	10
その他支払利息	▲ 272	406
差 引	5,061	27,278

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
要 求 払 貯 金	11,012	11,261	249
当 座 貯 金	38	36	▲ 2
普 通 貯 金	10,878	11,125	247
貯 蓄 貯 金	92	93	1
通 知 貯 金	1	1	0
別 段 貯 金	3	5	2
そ の 他 の 貯 金	0	0	0
定 期 性 貯 金	28,980	27,387	▲ 1,593
定 期 貯 金	28,213	26,760	▲ 1,453
財 形 貯 蓄	35	31	▲ 4
積 立 定 期 貯 金	45	34	▲ 11
定 期 積 金	687	563	▲ 124
そ の 他 の 貯 金	—	0	—
計	39,992	38,648	▲ 1,344
譲 渡 性 貯 金	—	0	—
合 計	39,992	38,648	▲ 1,344

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	28,145	26,824	▲ 1,321
うち固定金利定期	28,125	26,805	▲ 1,320
うち変動金利定期	19	19	0

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付 金	—	—	—
証 書 貸 付 金	11,883	14,199	2,316
当 座 貸 越	19	20	1
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	11,902	14,219	2,317
割 引 手 形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	13,203	14,749	1,546
変 動 金 利 貸 出	119	106	▲ 13
そ の 他 貸 出	19	25	6
合 計	13,341	14,880	1,539

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
担 保	貯 金	214	176	▲ 38
	有 価 証 券	0	0	0
	動 産	0	0	0
	不 動 産	0	0	0
	そ の 他 担 保	241	220	▲ 21
	計	455	396	▲ 59
保 証	農業信用基金協会保証	3,664	4,164	500
	そ の 他 保 証	749	829	80
	計	4,413	4,993	580
信 用		8,472	9,492	1,020
合 計		13,341	14,881	1,540

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等		0	0	0
有 価 証 券		0	0	0
動 産		0	0	0
不 動 産		0	0	0
そ の 他 担 保		0	0	0
計		0	0	0
信 用		0	0	0
合 計		0	0	0

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金		4,461	4,887	426
運 転 資 金		8,880	9,994	1,114
合 計		13,341	14,881	1,540

(注) 運転資金には「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンは除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	構 成 比	令和7年度	構 成 比	増 減	
法人	農 業 ・ 林 業	81	0.6	113	0.8	32
	水 産 業	0	0.0	0	0.0	0
	製 造 業	1,082	8.1	1,191	8.0	109
	鉱 業	13	0.1	14	0.1	1
	建 設 業	170	1.2	157	1.0	▲ 13
	不 動 産 業	149	1.1	139	0.9	▲ 10
	電気・ガス・熱供給・水道業	43	0.3	53	0.3	10
	運 輸 ・ 通 信 業	81	0.6	81	0.5	0
	卸売・小売・飲食業	22	0.1	27	0.2	5
	サ ー ビ ス 業	323	2.4	383	2.6	60
	金 融 ・ 保 険 業	37	0.2	36	0.2	▲ 1
	地 方 公 共 団 体	8,425	63.1	9,451	63.5	1,026
そ の 他	2	0.1	5	0.1	3	
個 人	2,907	21.7	3,227	21.7	320	
合 計	13,341	100.0	14,881	100.0	1,540	

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	70	88	18
穀 作	60	71	11
野 菜 ・ 園 芸	0	0	0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	0	0
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	0	0
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	10	10	0
農 業 関 連 団 体 等	0	7	7
合 計	70	88	18

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別
〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プロパー資金	54	41	▲ 13
農業制度資金	16	47	31
うち農業近代化資金	14	42	28
うちその他制度資金	2	5	3
合 計	70	88	18

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
そ の 他	0	0	0
合 計	0	0	0

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0
危 険 債 権	令和6年度	1	0	1	1
	令和7年度	1	0	1	1
要 管 理 債 権	令和6年度	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0
小 計	令和6年度	1	0	1	1
	令和7年度	1	0	1	1
正 常 債 権	令和6年度	13,352			
	令和7年度	14,899			
合 計	令和6年度	13,352			
	令和7年度	14,899			

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	
要管理債権	
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	
三月以上延滞債権	
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの	
貸出条件緩和債権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	
正常債権	
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権	

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破綻先	実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ア)	0
		(注1)	
破綻懸念先	要管理先	危険債権 (イ)	1
		(注1)	
要注意先	その他の要注意先	要管理債権 (ウ)	三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
		(注2)	
正常先		正常債権 (エ)	14,899
		(注1)	
		合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	14,899
		開示債権合計額 (ア)+(イ)+(ウ)	1
(正常債権14,899百万円を除く)			

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 6 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	84	62		84	62
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—
合 計	84	62	—	84	62

種 目	令 和 7 年 度				期 末 残 高
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		
			目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	49	13		49	13
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—
合 計	49	13	—	49	13

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替	3,597	3,051,366	40,531	12,038,571	3,701	3,397,820	39,615	9,798,745
代 金 取 立 為 替	0	0	0	0	0	0	0	0
雑 為 替	166	44,584	110	4,189	138	29,385	104	4,218
合 計	3,763	3,095,921	40,641	12,042,761	3,839	3,427,205	39,719	9,802,963

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
国 債	330,634	921,772	591,138
地 方 債	0	0	0
政 府 保 証 債	0	0	0
金 融 債	0	0	0
社 債	0	0	0
株 式	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0
貸 付 有 価 証 券	0	0	0
合 計	330,634	921,772	591,138
商 品 国 債	0	0	0

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	0	0	0	608,197	0	0	608,197
地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	608,197	0	0	608,197

種 類	令 和 7 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	0	400,009	0	808,863	0	0	1,208,872
地 方 債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0	0	0
株 式	0	0	0	0	0	0	0	0
受 益 証 券	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	400,009	0	808,863	0	0	1,208,872

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	0	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金 融 債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	608,197	599,608	▲ 8,589	1,208,872	1,145,282	▲ 63,590
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金 融 債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
小 計	608,197	599,608	▲ 8,589	1,208,872	1,145,282	▲ 63,590	
合 計	608,197	599,608	▲ 8,589	1,208,872	1,145,282	▲ 63,590	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	0	0	0	0	0	0
	国 債	0	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	0	0	0	0	0	0
	債 券	0	0	0	0	0	0
	国 債	0	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社 債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	2,600	20,334,649	2,610	19,591,253
	定 期 生 命 共 済	155	1,465,900	160	1,483,950
	養 老 生 命 共 済	1,087	3,691,620	1,054	3,356,100
	こ ども 共 済	1,003	3,046,931	984	2,800,000
	医 療 共 済	1,951	393,400	1,931	346,400
	が ん 共 済	547	86,500	584	80,500
	定 期 医 療 共 済	37	46,000	34	45,000
	介 護 共 済	292	555,701	306	592,692
	認 知 症 共 済	68	—	65	—
	生 活 障 害 共 済	264	—	267	—
	特 定 重 度 疾 病 共 済	230	—	233	—
	年 金 共 済	1,469	0	1,426	0
建 物 更 生 共 済	2,763	36,390,732	2,732	36,562,538	
合 計	11,463	62,964,503	11,402	62,058,434	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		7,258		6,403
	1,951	173,840	1,931	194,326
が ん 共 済		3,035		2,685
	547	—	584	9,940
定 期 医 療 共 済	37	183	34	168
合 計		10,476		9,256
	2,535	173,840	2,549	204,266

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	292	772,271	306	867,301
認 知 症 共 済	68	117,600	65	114,600
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	234	1,644,100	237	1,680,600
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	30	31,700	30	30,400
特 定 重 度 疾 病 共 済	230	265,000	233	260,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	1,281	632,513	1,235	596,046
年 金 開 始 後	188	104,361	191	107,288
合 計	1,469	736,875	1,426	703,335

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	638	9,203,760	8,123	606	8,775,760	7,750
自 動 車 共 済	2,554		127,517	2,640		134,443
傷 害 共 済	2,626	4,241,000	6,048	2,697	3,858,500	6,005
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	34		75	36		76
自 賠 責 共 済	756		13,125	767		13,293
合 計	6,608		154,891	6,746		161,569

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	1,032,647	71,811	1,111,162	75,835
生 活 物 資	179,901	54,692	201,073	62,490
合 計	1,212,548	126,503	1,312,235	138,325

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	233,804	9,752	451,866	10,036
米以外の農産物	51,858	4,790	58,966	5,258
畜 産 物	0	0	0	0
合 計	285,662	14,542	510,832	15,294

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	保管料	6,732	6,267
	荷役料	0	0
	その他の収益	0	0
費用	保管材料費	0	0
	保管労務費	0	0
	その他の費用	1,644	1,507
差 引		5,088	4,760

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
加工事業	7,052	1,039	6,496	1,159
合 計	7,052	1,039	6,496	1,159

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
育苗センター	16,407	4,978	18,344	5,729
ライスセンター	14,378	6,581	17,941	8,717
そ の 他	5,908	3,292	5,296	2,997
宅 地	520	517	730	679
合 計	37,213	15,368	42,311	18,122

(6) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収益	訪問介護収益	0	0
	居宅介護支援助益	0	0
	その他の収益	0	0
費用	介護労務費	0	0
	その他の費用	0	0
差 引		0	0

(7) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	284	212
	実 費 収 入	1,161	1,107
	その他の収入	—	—
支 出	営 農 改 善 費	6,311	5,950
	生活文化事業費	2,528	2,401
	教 育 情 報 費	1,838	1,967
	協力団体育成費	2,600	2,600
	農 政 活 動 費	56	68
	相 談 活 動 費	—	—
差 引	▲ 11,888	▲ 11,667	

IV 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.25	0.03
資本経常利益率	3.53	3.78	0.25
総資産当期純利益率	0.18	0.24	0.06
資本当期純利益率	2.82	3.75	0.93

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	33.27	38.62	5.35
	期中平均	29.76	36.79	7.03
貯 証 率	期 末	1.52	3.13	1.61
	期中平均	0.83	2.38	1.55

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年12月末における自己資本比率は、31.73%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	根上農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	541百万円（前年度 545百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,683	2,912
うち、出資金及び資本準備金の額	545	541
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,162	2,395
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 23	▲ 23
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 1	▲ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,683	2,912
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	1	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	0	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る10%基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
特定項目に係る15%基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	2,682	2,911
リスク・アセット等		

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
信用リスク・アセットの額の合計額	9,410	8,808
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		0
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	9,410	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		0
勘定間の振替分		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	864	0
信用リスク・アセット調整額	0	
フロア調整額		0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	10,273	9,174
自己資本比率		
自己資本比率 (八)/(二)	26.11	31.73

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	109	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	609	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,436	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,776	5,555	22
法人等向け	4	2	0
中小企業等向け及び個人向け	110	48	2
抵当権付住宅ローン	743	256	10
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	1	0	0
取立未済手形	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,666	362	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	33	33	1
(うち出資等のエクスポージャー)	33	33	1
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	2,023	3,154	126
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	831	2,078	83
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	32	79	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,160	966	40

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
信用リスク・アセット	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマニデート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	43,511	9,410	376
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー合計 (信用リスク・アセットの額)	43,511	9,410	376
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		864	35	
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		10,273	411	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		147	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,211	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		9,466	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け		24,210	4,842	194
(うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け)		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		5	5	0
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		295	262	10
(うちトランザクター向け)		200	90	4
不動産関連向け		791	351	14
(うち自己居住用不動産等向け)		607	241	10
(うち賃貸用不動産向け)		183	110	4
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—
(うちADC向け)		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向け を除く。)		—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞		1	1	0
取立未済手形		—	—	—
信用保証協会等による保証付		4,131	413	17
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付		—	—	—
株式等		33	33	1
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		1,639	2,902	116
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及 びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)		822	2,056	82
(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポ ージャー)		19	49	2

(単位：百万円)

		令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証券化	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	797	797	32
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	—	—	
標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—	
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—	
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 (簡易方式又は標準的方式)	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%		
	0	0		
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%		
	0	0		
総所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計	総所要自己資本額		
	a	b = a × 4%		
	9,174	367		

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバルレーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
 期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポー ジャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポー ジャー 期末残高
		うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭デ リバティブ			うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭デ リバティブ		
法 人	農 業	25	15	0	0	0	41	32	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動 産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	28,594	0	0	0	0	25,020	0	0	0	0
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	36	0	0	0	0	37	0	0	0	0
	日本国政府・ 地方公共団体	9,045	8,436	609	0	0	10,678	9,466	1,211	0	0
	上 記 以 外	9	9	0	0	0	14	14	0	0	0
個 人	4,894	4,894	0	0	1	5,388	5,388	0	0	0	
そ の 他	908	0	0	0	0	963	0	0	0	0	
業 種 別 残 高 計		43,511	13,354	609	0	1	42,141	14,900	1,211	0	0
1 年 以 下		27,796	20	0	0		24,228	18	0	0	
1 年 超 3 年 以 下		125	125	0	0		143	143	0	0	
3 年 超 5 年 以 下		447	447	0	0		850	449	401	0	
5 年 超 7 年 以 下		260	260	0	0		756	756	0	0	
7 年 超 10 年 以 下		3,413	2,804	609	0		3,399	2,589	810	0	
10 年 超		9,674	9,674	0	0		10,926	10,926	0	0	
期限の定めのないもの		1,796	24	0	0		1,839	19	0	0	
残存期間別残高計		43,511	13,354	609	0		42,141	14,900	1,211	0	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1		1	1	1	1		1	1
個別貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
法 人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設・不動 産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
個 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
業 種 別 残 高 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	147	-	147	-	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,211	-	1,211	-	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	9,467	-	9,467	-	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	24,211	-	24,211	-	4,842	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	11	-	6	-	6	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	362	4	295	1	262	89
（うちトランザクター向け）	45	-	2	-	1	0	45
不動産関連向け	20~150	891	-	791	-	351	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	703	-	608	-	241	40
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	188	-	183	-	110	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	3	-	0	-	0	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	1	-	1	-	1	100
取立未済手形	20	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	0~10	4,166	-	4,131	-	413	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	33	-	33	-	33	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

項 目	令和7年度						リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
上 記 以 外	100~1250	1,639	-	1,639	-	2,902	117
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	822	-	822	-	2,056	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	19	-	19	-	49	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	797	0	797	0	797	100
証 券 化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再 証 券 化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未 決 済 取 引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-	-	-	-	-
合 計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	8,809	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	147	-	-	-	-	-	147						
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,211	-	-	-	-	-	1,211						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	9,467	-	-	-	-	-	9,467						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-						
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-						
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24,209	-	1	-	-	-	-	1	24,210				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-						
株式等	-	-	-	-	-	-	-						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	122	170	3	295								
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	84	65	49	-	-	-	85	321	-	-	-	187	791
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	183	-	-	-	-	-	-	183
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	1	-	-	-								

(単位：百万円)

項 目	令和7年度					
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)					
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	4,131	—	—	1	4,131
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	9,424	9,424
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	3,622	3,622
	リスク・ウェイト 20%	0	27,776	27,776
	リスク・ウェイト 35%	0	730	730
	リスク・ウェイト 50%	0	0	0
	リスク・ウェイト 75%	0	64	64
	リスク・ウェイト100%	0	1,032	1,032
	リスク・ウェイト150%	0	0	0
	リスク・ウェイト250%	0	863	863
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト 1250%	0	0	0	
計	0	43,511	43,511	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	39,574	0	0	39,370
40%～70%	595	2	10	589
75%	122	1	10	122
80%	0	0	0	0
85%	0	0	0	0
90%～100%	176	0	0	176
105%～130%	0	0	0	0
150%	0	0	0	0
250%	33	0	0	33
400%	0	0	0	0
1250%	0	0	0	0
その他	1	1	0	1
合計	40,501	4	10	40,291

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	0	0	0
抵当権住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等向	0	0	0
証 券 化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和7年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0
抵当権付き住宅ローン	0	0	0
貸借用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証 券 化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVA リスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しています。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の概要の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 JA では、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及び FC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	855	855	855	855
合計	855	855	855	855

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当 JA は、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当 JA では、 Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	575	693	91	75
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	401	532		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	87	68		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	575	693	91	75
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	2,682		2,911	

2. 役員（令和7年12月末）

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	角越茂樹	理事	小西久子
会長理事	吉岡康廣	〃	森幹弥
副組合長	松田賢一	〃	中村強
常務理事	東英之	〃	金子堅司
理事	松井良成	〃	中田守重
〃	吉田公春	〃	岡元豊
〃	森信二	〃	新記幹夫
〃	東祐子	〃	上田英之
〃	中村峰密	常勤監事	川越清一
〃	村田達成	監事	森山外茂夫
〃	竹内賢一	〃	若杉伸一

(注) 監事 若杉伸一 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位：人)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
正組合員数	839	833	▲6
個人	834	826	▲8
法人	5	7	2
准組合員数	1,686	1,739	53
個人	1,678	1,731	53
法人	8	8	0
合計	2,525	2,572	47

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
生産組合	16組合
青壮年部	37
女性部	176
稲作部会	31
丸いも部会	7
ネギ部会	7
加工部会	4
いきいき市部会	71
ヘルスケアJA根上女性部	8

(注) 組合員組織は、当組合から独立した協力組織です。

5. 地区

旧根上町 19集落

6. 沿革・歩み

この54年間、農業をめぐる情勢は大きく変化をいたしました。農業にとって苦しい選択を迫られる場合もありましたが、農協も組合員と一体となって、これらの対策に真剣に取り組みました。

事業の取組

信用事業	昭和55年、貯金業務のオンライン化取り組み、金融事務の近代化 令和3年、貯金残高400億円を突破
購買事業	令和元年、生活資材館を改装、名称を根上屋とする。
燃料事業	昭和54年、中町給油所を開設 平成8年、大成町給油所を新設 平成14年、中町給油所をセルフ化 平成22年、大成町給油所をセルフ化 平成25年、中町セルフ給油所改築工事 令和5年、大成町給油所にLED看板設置
利用事業	昭和62年、穀類乾燥調整施設（ライスセンター）を建設 平成5年、既存施設の西側に穀類乾燥調整施設を増設 平成2年、育苗センター及び低温倉庫を建設、営農の拠点とする。 平成15年、米色彩選別機を導入 平成16年、穀類自主検査設備を導入 平成27年、既存ライスセンターの大型改修工事・農機格納庫を建設 令和元年、米色彩選別機の更新 令和5年、増設ライスセンターの循環乾燥機更新（5基）
加工事業	平成22年、農産物加工処理施設を建設
全 体	平成17年、能美市合併に伴い名称を根上農業協同組合とする。 平成18年、JA 根上会館完成 令和4年、創立50周年式典を開催
子 会 社	平成29年、JA 出資型農業生産法人(株)アグリサポート根上を設立

これらの施設が有効に活用され、組合員の営農や生活に役立つ努力を続けてまいります。

JA 根上は幾多の難解を乗り越えながらも、事業実績はもとより財務内容も堅実にして着実に進展いたしてまいりました。これも組合員各位のご理解とご協力の賜物と深く感謝しています。

JA 根上は、農業の発展と組合員の繁栄のため、また、地域社会にひらかれた JA として一層の前進をいたしてまいります。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 所	〒929-0113 能美市大成町リ40	(0761)55-1100	ATM 2
店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
イオン小松店	〒923-0036 小松市平面町ア70	ATM	平日・土・日

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数（内部損失乗数）を乗じて算出する方法です。事業規模要素は、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。なお、算出金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA (派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。) が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ (回避・低減) するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ (回避・低減) するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。△ EVE については、6つの金利ショック・シナリオ (上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下) に基づいて、△ NII については2つの金利ショック・シナリオ (上方パラレルシフト・下方パラレルシフト) に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織……………64～66
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………65
3. 事務所の名称及び所在地……………66

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………13

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要…6～8
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………29
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………30
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支……………30
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………30
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………30
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…42
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………42
 - ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高……………31
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………31
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………31
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………31
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……………32
 - d. 使途別の貸出金残高……………32
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………33
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………33
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………42

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の平均残高……………該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…37
- c. 有価証券の種類別の平均残高……………36
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………42

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制……………9～10
9. 法令遵守の体制……………10～11
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況……………4～5
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………11

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書……………14～26
13. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…34
 - ② 危険債権……………34
 - ③ 三月以上延滞債権……………34
 - ④ 貸出条件緩和債権……………34
 - ⑤ 正常債権……………34
14. 自己資本の充実の状況……………43～63
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券……………37～38
 - ② 金銭の信託……………38
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…36
17. 貸出金償却額……………36
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨……………29

MEMO

裏表紙裏

白



根上農業協同組合

〒929-0113 石川県能美市大成町リ40番地
TEL.0761-55-1100 FAX.0761-55-1332